

# 世羅町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する 条例

## (目的)

第1条 この条例は、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段の理解及び利用の促進に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、町が推進する施策を定めることにより、全ての町民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮であり、可能な範囲で最大限提供されるべきものをいう。
- (4) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段 手話、要約筆記、点字、文字表記、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、平易な表現、代筆、代読、ICT（情報通信技術）を活用したコミュニケーションツールその他の障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段をいう。
- (5) 町民 町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (6) 事業者 町内において事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

## (基本理念)

第3条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進は、次に掲げる基本

理念にのっとり、行われなければならない。

- (1) 全ての町民は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されること。
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。
- (3) 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段に対する理解及びその利用を促進するために必要な施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることの重要性について関心と理解を深め、町の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることの重要性について関心と理解を深め、町の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段を利用できるようにするための合理的配慮の提供を行うものとする。

(施策の推進)

第7条 町は、次に掲げる施策について総合的に推進するものとする。

- (1) 障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する施策
- (2) 障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段を利用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段に対する町民及び事業者の理解及び普及啓発の促進に関する施策

(4) 障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段を支援する者の確保及び養成に関する施策

(5) 災害時における、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段の確保に関する施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために町長が必要と認める施策

2 町は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たっては、障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るとともに、必要に応じ、障害者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第8条 町は、前条に規定する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。